西中国信用金庫

〈にししんセカンドステージ定期預金〉商品概要説明書

令和 ７年 ４月 １日現在

1. 商 品 名	・にししんセカンドステージ定期預金
2. 販売対象	・昭和３５年１月１日～昭和４３年１２月３１日生まれの個人の方 ・新規に当金庫に年金受取口座を指定された方および当金庫に年金振込指定予約をされた方 ・お預け入れにあたり 新規にお預け入れいただく資金に限らせていただきます。
3. 期　　間	・６ヶ月　定型方式 ・自動継続式（元利金継続・元金継続）
4. 預　　入	
預入方法	・一括預入
預入金額	・３００万円以上３，０００万円以内
預入単位	・３００万円以上１円単位
5. 払戻方法	・満期日以後に一括してお支払いします
6. 利　　息	
適　用　利　率	・固定金利 （預入時の店頭表示のスーパー定期･大口定期６ヶ月ものの利率を基準金利とし、以下の金利を上乗せした約定金利を満期日まで適用します。） 基準金利＋０．１５％ ・自動継続後の利率は､継続日における店頭表示の利率を適用します。
計　算　方　法	・付利単位を１円とし、１年を３６５日とする日割計算
利　払　時　期	・満期日以後に一括してお支払いします。
7. 税　　金	・個人の利息には２０％（国税１５％、地方税５％）の税金がかかります。 ※平成２５年１月１日から令和１９年１２月３１日までの間に支払われる利息には復興特別所得税が追加課税されるため、２０．３１５％（国税１５．３１５％、地方税５％）の税金がかかります。
8. 付加できる特約事項	・個人の自動継続扱いのものは総合口座の担保定期預金に組み入れることができます（貸越利率は担保定期預金の約定利率に０．５％上乗せした利率）。 ･マル優の適用を受けられる方は３５０万円まで非課税でご利用いただけます。
9. 中途解約時の取扱い	・満期日前に解約される場合には、解約日における普通預金の利率とします。
10. 金利情報の入手方法	・窓口へご照会下さい。
11. 取扱期間	・令和７年４月１日より令和８年３月３１日まで

12.苦情処理措置・紛争解決措置	・苦情処理措置　本商品の苦情等は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス統括部（9 時～17 時、電話：0120-67-5563）にお申し出下さい。 ・紛争解決措置　東京弁護士会（電話：03-3581-0031）、第一東京弁護士会（電話：03-3595-8588）、第二東京弁護士会（電話：03-3581-2249）の仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客さまは、当金庫営業日に、上記コンプライアンス統括部または全国しんきん相談所（9 時～17 時、電話：03-3517-5825）にお申し出下さい。また、お客様から、上記東京の弁護士会（東京三弁護士会）に直接お申出いただくことも可能です。 　なお、東京三弁護士会は、東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際には、お客様のアクセスに便利な地域の弁護士会において、東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法（現地調停）もあります。詳しくは、東京三弁護士会、当金庫コンプライアンス統括部もしくは全国しんきん相談所にお問合せください。
13. その他参考となる事項	・満期日以後の利息は、解約日または書替継続日における普通預金利率により計算します。 ・預金保険制度の付保対象預金です。 預金保険制度に基づき元本１，０００万円までとその利息が保護の対象となります。（当金庫に複数の口座がある場合には、それらの預金元本を合計して１，０００万円までとその利息が保護されます。）